

お礼の品が  
もらえるだけ  
じゃない!

# “節税”もできて、おトクな 「ふるさと納税」の魅力

2008年にスタートした「ふるさと納税」。2015年の制度改正でより身近なものになり、耳にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。最大の特徴は、自分のふるさとや、応援したい自治体などを選んで寄附をすると特産品などの返礼品がもらえること。ただ、実はそれだけではなく、“税金の控除”も受けられるんです。増税後の今だからこそ気になる、「ふるさと納税」の魅力をご紹介します!



## そもそも「ふるさと納税」って?

“納税”という言葉が入っていますが、実際は、都道府県、市区町村への“寄附”のことを言います。この「ふるさと納税」は、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」※1という考えのもと誕生しました。また、生まれ育ったふるさと以外にも「自分の意思で応援したい自治体」に寄附することもできます。

※1 出典:「ふるさと納税研究会」報告書

### 💡 マメ知識!

近年では、寄附金に対する還元率が高い返礼品や商品券など激化する返礼品競争も話題になり、急速に普及してきました。2019年6月からは、返礼品は地場産品で返礼割合は3割以下などの基準を満たす自治体のみがふるさと納税の対象となっています。

## 寄附すると、どんな“いいコト”があるの?

### いいコト①

所得税や住民税の  
寄附金控除が受けられる!※2

※2 寄附額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則全額が所得税と住民税から控除されます。ただし、年収や家族構成などによって上限があります。

### いいコト②

寄附の返礼品として  
地域の特産品などがもらえる!

つまり

実質、自己負担額2,000円で自治体から返礼品をもらえる!

(控除上限額の範囲内で所定の手続きを行った場合)

## どんな返礼品がもらえるの?

野菜やフルーツなど地元で採れる特産品、またその土地の伝統技術を用いた工芸品などの“モノ”はもちろん、モノづくり体験やローカルの自然を堪能できる“体験型”の返礼品も数多くあります。種類がとても豊富なので、どの自治体に寄附をしようかと考える楽しさもあります。

### 特に人気なのは、肉・蟹・米!



有名なブランド牛やお米など、贅沢な食品をお得にゲットできるのはうれしいですね♪

## どうやって控除を受けたいの?

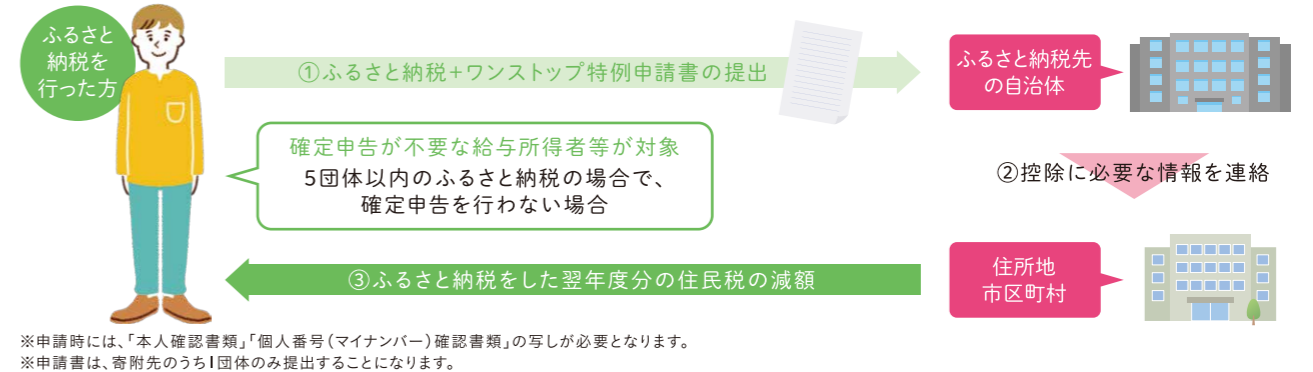
「ふるさと納税」後、控除を受ける方法は2通りあります。条件を満たせば、どちらかを選択することができますので、下記を参考に検討してみてください。



### 01 ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方

確定申告  
不要!!

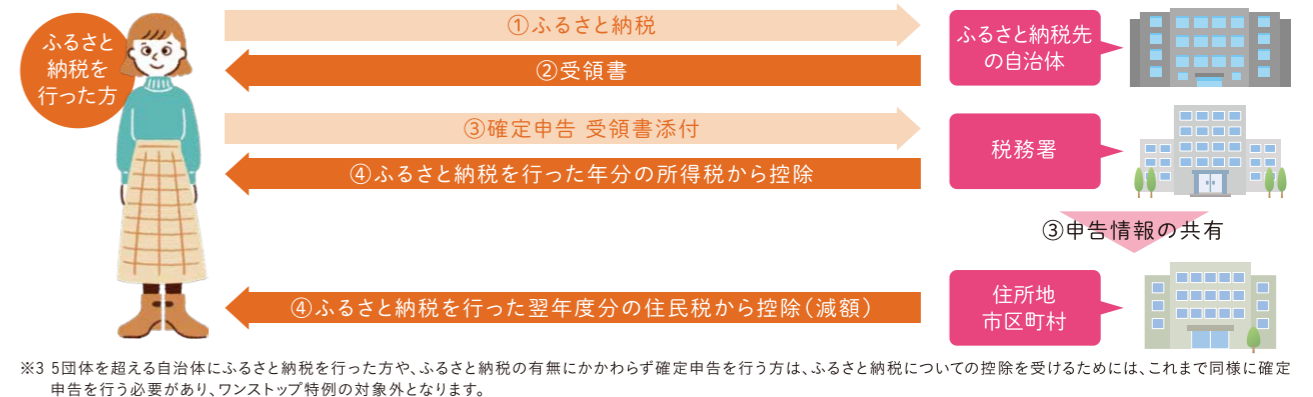
特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。特例が適用される場合は、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除されます。



給与所得者の場合、確定申告に馴染みがないのでワンストップ特例が便利ですね。一方で、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方は、以下の方法で控除を受けることができます。

### 02 ふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方、対象ではない方※3

控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。確定申告を行った年の所得税と翌年度分の住民税のそれぞれから控除されます。



### ここに注意!!

寄附した分、税金が控除されて返礼品までもらえる!いいことづくしな「ふるさと納税」ですが、その恩恵を正しく受けるために注意すべきポイントがあります。

- 給与収入や家族構成により、税金から全額控除される寄附額には年間上限がある!
- 原則として、「ふるさと納税」で寄附をした翌年の3月15日までに住所地など所轄の税務署へ確定申告を行う必要がある!※4
- 「ふるさと納税」とiDeCo(イデコ)を併用する場合、寄附金控除の限度額以上に「ふるさと納税」をしてしまうと、超えた分は控除対象外となる!
- 現在住んでいる自治体(市町村)への寄附も可能だが、自治体によっては返礼品がもらえない可能性がある!

※4 2015年の制度改正により、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました(くわしくは上記参照)。

実際どのくらいおトクなの？

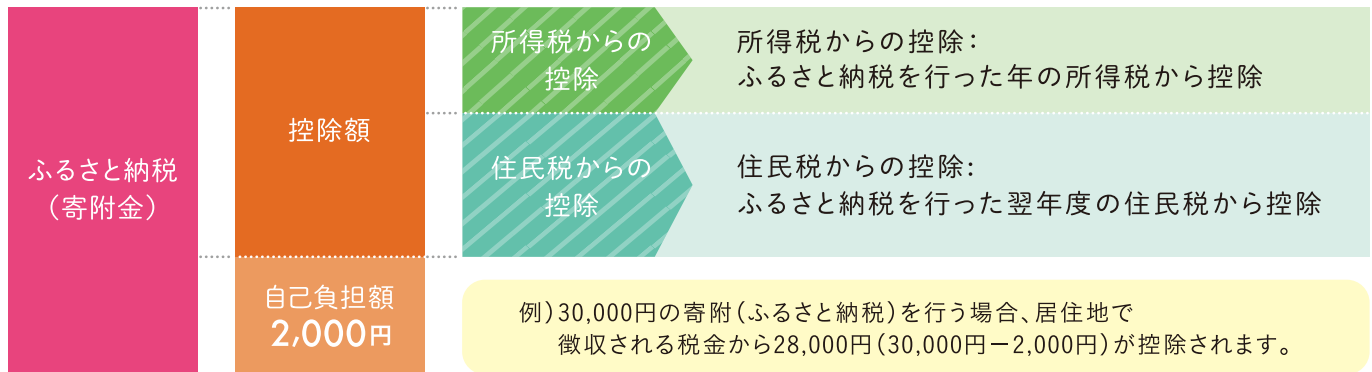
総務省/ふるさと納税  
ポータルサイト



## 「ふるさと納税」控除シミュレーション

「ふるさと納税」がおトクなことはわかったけど、自分の場合、どのくらい納税額が控除されるのかわからない・・・という方は、下記を参考にシミュレーションしてみてください！

### 控除額の計算イメージ



### 全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の一例



※「年収」は、ふるさと納税を行う方本人の給与収入を意味します。  
※「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていない場合を意味します。(配偶者の給与収入が201万円超の場合)  
※「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がない場合を意味します。  
※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を意味します。  
※中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。例えば、「夫婦1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。

### ふるさと納税 よくあるQ&A

#### Q 寄附金はどうやって支払うの？

自治体によって、ご利用可能な支払い(決済)方法は異なりますが、パソコンやスマホでのオンライン決済やコンビニ・ATMでの決済など、自分に合った方法を選択することができます。

#### Q 申込み期間や期限はあるの？

ふるさと納税はいつでも行うことができます。ただし、「ワンストップ特例」を利用する場合の申請は、原則寄附翌年の1月10日まで、確定申告をする場合は、寄附翌年の3月15日までにそれぞれ申請・申告する必要があります。

#### Q "ワンストップ特例制度"の申請に間に合わなかったらどうなるの？

申請期日までに提出が間に合わなかった場合や、不備があり受理されなかった場合は、「確定申告」で手続きを進めることができます。

出典：総務省「ふるさと納税ポータルサイト」 ※一部、編集して作成。